

広島県教育委員会訓令第一号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

広島県教育委員会

委員長 天 野 肇

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「教育事務所長」の下に「（広島市及び福山市の職員に係るものについては、管理部教職員課長）」を加える。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。